

1 銃器摘発体制の強化と取締関係機関の連携の緊密化

(1) 体制の強化

【基本方針】

銃器捜査・調査従事者に対し、捜査手法や装備資機材の活用要領等の教養訓練を行い知識・技術のレベルアップを図るとともに、情報収集・分析の強化や装備資機材の整備・充実を図ることにより、銃器摘発体制を強化し、総合力を発揮した違法銃器の取締りを推進する。

【警察庁】

- 「組織犯罪対策要綱」に基づき、銃器犯罪組織等に関する情報を一元的に集約するとともに、分析した情報を基に犯罪組織の弱体化及び壊滅に向けた統一的な戦略の立案をした上で、一体的な取締りを推進する。
- 各都道府県警察における銃器対策、薬物対策、暴力団対策及び国際組織犯罪対策等の関係部門の連携を図り、組織の総合力を発揮した違法銃器の取締りを実施する。
- 効果的な内偵捜査、捜索を行うための装備資機材の整備・充実を図る。
- 銃器情報の迅速かつ確実な共有化による銃器捜査の一層の効率化を図る。
- 銃器捜査員の知識・技術等のレベルアップを図るため、コントロールド・デリバリー等の捜査手法や装備資機材の効果的活用方策等を内容とした実戦的教養を継続して実施する。

【財務省】

- 銃器の密輸入に関する情報収集及び犯則調査を一元的に行う担当部門において、銃器密輸入関連情報について積極的に情報収集を行うとともに、国際密輸組織の分析を充実することにより、監視取締体制の一層の強化を図る。また、犯則調査センター室（東京税関）及び監視取締センター室（横浜税関）における情報収集、監視取締体制の充実を図る。
- 各種X線検査装置（固定式・移動式等）、監視カメラ等の取締・検査機器の整備・充実を図るとともに、効果的な活用に努める。

【海上保安庁】

- 全国の管区海上保安本部に設置された「管区本部密輸・密航対策本部」において、巡視船艇・航空機等によるしょう戒を実施するとともに、所要の監視・業務執行体制の強化を図る。
- 水際における監視警戒・取締体制の強化のため、速力、捜索監視能力等に優れた巡視船

- 艇・航空機の整備を推進する。
- 海上保安学校等において学生等を対象とし、銃器に関する研修及び訓練を実施する。
 - 内偵捜査及び監視活動に有効な装備資機材の整備・充実を図る。

(2) 連携の緊密化

【基本方針】

取締関係機関の機能を総合的に発揮するため、平素から情報交換を緊密に行い、コントロールド・デリバリー等の合同訓練を積極的に推進する。

【警察庁】

- 地方機関連絡協議会及び都道府県単位の連絡協議会を積極的に開催して、引き続き連携の強化を図る。
- 犯罪対策閣僚会議の下に設置された銃器・暴力団犯罪取締り・対策チームにおける申合せに基づき、取締関係機関との積極的な情報交換に努め、合同摘発の促進を図るとともに、最近の密輸実態を踏まえた実践的な合同訓練等を行う。

【法務省】

- 各地において開催される地方機関連絡協議会等に積極的に参加し、情報交換を行うことにより、引き続き、事犯摘発の強化に向けた関係機関との連携協調関係を構築するよう努める。

【財務省】

- 密輸取締関係省庁による「密輸出入取締対策会議」及び「地区密輸出入取締対策協議会」等を開催し、密輸に関する意見・情報交換を行うことにより、連携の強化を図る。

【海上保安庁】

- 中央・地方それぞれのレベルで、水際対策に関する会議に参加し、連携の緊密化を図る。

【警察庁・財務省・海上保安庁】

- 要注意船舶に対して、合同による船内検査、張込み等を積極的に実施する。
- コントロールド・デリバリーの合同訓練、洋上取引等による密輸入を想定した洋上合同取締訓練を積極的に実施する。
- 人事交流を引き続き継続する。

2 銃器犯罪に対する徹底した捜査・調査と厳格な処理

【基本方針】

犯罪組織に真に打撃を与えるため、徹底した捜査・調査を行い、事犯の全容を解明し、厳正な処分と厳格な科刑が実現されるよう努める。

〔警察庁〕

- 暴力団に係る拳銃事犯の被疑者の検挙及び違法銃器の押収を図るとともに、背後関係を追及して銃砲刀剣類所持等取締法の加重処罰規定の活用を図る。さらに徹底した突き上げ捜査及び捜索を実施し、事犯の全容解明と悪性の立証に努めるとともに、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」による銃器犯罪に係る犯罪収益の解明を図る。

〔法務省〕

- 全国の検察官を集めての会同会議において、銃器事犯の厳正な処分と厳格な科刑の実現に努めるよう指示する。

〔財務省〕

- 銃器密輸入事犯の犯則調査を一元的に行う担当部門において徹底した調査による事犯の全容解明に努める。

〔海上保安庁〕

- 銃器事件が発生した場合は、徹底的な突き上げ捜査を実施し、事件の全容解明に努める。

3 水際対策の的確な推進

(1) 摘発の徹底

【基本方針】

銃器の密輸入の摘発を徹底するため、関係諸法令の規定を十分活用し、コントロールド・デリバリー等の取締手法を効果的に適用するとともに、密輸入・密売ルート of 解明を強力に推進する。

【警察庁】

- 密輸容疑者等に関し、事前旅客情報を活用するほか、税関・海上保安庁等関係機関との情報交換、共同捜査を促進し、水際対策の強化を図る。
- 押収銃器の流通経路、犯行形態の分析等を行い、密輸ルート解明及び摘発につながる情報収集を強化推進する。

【法務省】

- 拳銃事犯関係者に関する出入国記録照会があった場合は、引き続き、迅速に回答できるよう努める。

【財務省】

- 銃器等に関する密輸入情報の総合的な分析を行い、密輸入ルート及び密輸手法等の解明に努める。
- 銃器等の密輸入の摘発のため、警察及び海上保安庁と合同による船内検査、張込み等の取締り及びコントロールド・デリバリーを積極的に実施する。
- 監視艇を活用し、銃器等の密輸入の中継地となる可能性の高い離島や洋上における取引等による密輸入に対する監視取締り及び情報収集を積極的に実施する。
- 爆発物探知犬・銃器探知犬を活用し、主要空港等において重点的な取締りに努める。

【海上保安庁】

- 密輸対策強化期間を設け、海事関係者等からの情報収集活動を強化するとともに、巡視船艇・航空機のしゅう戒を継続的に行い、銃器等の密輸にかかる水際対策を徹底する。
- 分析官を集めた意見交換会や密輸出入対策会議への参加を通じ、情報の共有化を図り、監視・取締りを効果的に行う。
- 銃砲刀剣類所持等取締法違反の前歴がある外国船舶について、関係機関と連携の上、徹底した立入検査を実施する。

(2) 厳重な審査、検査の実施

【基本方針】

事前旅客情報等を活用し、検査対象の絞り込みを行うとともに、各種検査機器を有効に活用し、審査、検査を強化する。

【法務省】

- 違反調査を始めとする退去強制手続の過程等において、拳銃等の銃器を発見し、またはそれに関する情報を入手した場合には、引き続き、警察等関係機関へ速やかに情報提供するなど捜査に協力する。

【財務省】

- 本邦への入港前に報告された船舶・航空機の旅客及び乗組員に関する情報を利用して、検査対象者の効果的な絞り込みを図るとともに、X線検査装置等の検査機器の有効活用により、入国旅客等の携帯品に対して重点的かつ効率的な検査を実施する。
- 入国検査場内等の巡回の強化により、不審者・不審物の把握に努める。
- 船舶等が我が国へ入港する前に報告された輸入貨物等に関する情報を利用して、外国貨物が本邦の港に船卸しされる前の段階から、要注意貨物のスクリーニング（絞込・選定）を的確かつ効果的に行うとともに、大型X線検査装置等の検査機器の有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施する。
- 保税地域の貨物管理者等に対し情報提供依頼を行うなど、通報体制の強化に努めるとともに、保税地域への巡回及び貨物の搬出入等の際の立会い検査を積極的に実施する。
- 我が国を経由して第三国に輸送されるトランジット貨物等についても、引き続き、必要に応じ検査を実施する。

【海上保安庁】

- 密輸対策強化期間を設け、海事関係者からの情報収集活動を強化するとともに、巡視船艇・航空機のしょう戒を継続的に行い、銃器等の密輸にかかる水際対策を徹底する。
- 銃砲刀剣類所持等取締法違反の前歴がある外国船舶について、関係機関と連携の上、徹底した立入検査を実施する。

【経済産業省】

- 銃砲等については、外国為替及び外国貿易法第52条に基づき、経済産業大臣の輸入承認を要する貨物として規制しており、引き続き、厳格な審査の実施に努めるとともに、関係機関とも協議の上、合理的かつ実効的な規制の観点から必要な見直しを行う。

(3) 協力の要請

【基本方針】

運輸関係団体や漁業関係団体等に対し、不審な積荷・船舶等に関する情報について、積極的に通報が為されるよう協力を要請する。

〔警察庁〕

- 運輸関係団体や漁業関係団体との協力会議を開催して指導と協力要請を行う。また、銃器犯罪、銃器密輸に関するデータを定期的に提供する。
- 水際監視協力員を招致しての連絡協議会、研修会等を開催し、監視の強化、不審情報の積極的な提供を要請する。

〔財務省〕

- 財務省及び各税関において「密輸防止に関する覚書」(MOU)等を締結する関係業界団体から、銃器等の密輸入情報の入手に努める。
- 通関業者、船舶代理店等の関係業者に対して、種々の機会をとらえ、情報提供等の協力依頼を行い、不審情報の通報を促進する。
- 漁港等に税関職員を派遣し、漁協、地域住民及び同地域に配置している民間協力者等との連携を強化することにより、銃器等の密輸入情報の入手に努める。

〔水産庁〕

- 都道府県等を通じ、漁業者等に対して、不審な積荷・船舶等に対する情報提供等を積極的にを行うよう要請を行う。

〔経済産業省〕

- 外国貿易関係団体（一般社団法人日本貿易会）を通じ、外国貿易関係者等に対し、銃器の密輸の防止及び物流システムを通じた銃器の拡散防止の観点から、不審な積荷・船舶等に対する情報を積極的に通報するよう要請する。

〔海上保安庁〕

- 銃器等の密輸対策強化期間を設け、海事関係者に情報提供の協力を要請する等、情報収集活動を強化する。

(4) 国際郵便の検査体制の強化等

【基本方針】

国際郵便の検査体制の強化を図るほか、仕出国に対し、我が国の銃器の輸入制限に関する通報を行い、密輸防止に対する協力を要請する。

〔総務省〕

- 国際郵便関係施設内において、現場レベルでの連携が図られ、税関による国際郵便物の検査が引き続き効果的に行われるよう、郵便事業株式会社に対して要請する。
- 万国郵便連合（UPU）国際事務局を通じて、全加盟国の郵政関係機関に対し、あらためて我が国の銃器の輸入制限を通報するとともに、郵便物の引受検査のさらなる徹底による我が国への銃器の密輸防止への協力を要請する。
- 財務省の発表資料に基づき、引き続き、銃器等の密輸仕出国の郵政関係機関に対し、文書を個別に発出し、我が国における銃器の輸入制限について郵便職員のほか、利用者へも周知を図るよう協力を要請する。

〔財務省〕

- 税関による国際郵便物の検査が効果的に行われるよう、郵便事業株式会社に対し、銃器等の密輸仕出国の可能性が高い国からの郵便物をそれ以外の国からの郵便物とは別に提示を行うことを引き続き要請するとともに、X線検査装置等の検査機器の有効活用により、重点的かつ効率的な検査を実施する。
- 爆発物探知犬・銃器探知犬を活用し、取締りの強化に努める。

4 国内に潜在する銃器の摘発等

(1) 摘発、押収の徹底

【基本方針】

違法銃器に関する情報収集活動の強化等、潜在化する銃器の摘発に向けた取組を強化する。

〔警察庁〕

- 違法銃器に対する情報収集活動、都道府県警察間における積極的な合同・共同捜査の推進、計画的な内偵捜査及び徹底した捜索の実施等により、銃器事犯の摘発と違法銃器の押収を推進する。
- オークションサイトや掲示板等に対するサイバーパトロールを実施し、インターネット上の違法銃器に対する情報収集及び取締りを強力に推進するとともに、不正取引を防止するための広報啓発活動に努める。
- あらゆる機会をとらえて、「拳銃110番報奨制度」、「軍用拳銃の発見届出」等の広報啓発活動を積極的に推進し、国内に潜在する銃器情報の収集に努める。
- 銃砲刀剣類所持等取締法により所持が禁止されている準空気銃について、あらゆる警察活動を通じた情報収集及び取締りを強力に推進する。

〔法務省〕

- 全国の検察官を集めての会同会議において、国内に隠匿されている拳銃等及び拳銃実包の効果的回収を図るため、いわゆる通信傍受法に基づく捜査手法等の積極的かつ適正な運用を指示する。

〔海上保安庁〕

- 警察、税関等の関係機関と緊密に連携し、銃器事犯の摘発に努める。

(2) 暴力団の関与する銃器の摘発

【基本方針】

暴力団が関与する銃器事犯の摘発を強化し、潜在銃器の情報収集に努め、暴力団等銃器犯罪組織の壊滅に向けた組織犯罪対策を推進する。

〔警察庁〕

- 組織犯罪対策部による情報の一元的管理と各都道府県間の連携を強化するなど、取締体

制の充実を図り、暴力団が組織的に管理する拳銃の押収を重点とした取締りを推進する。

- 銃器発砲事件及び対立抗争事件の防圧・検挙を推進することで、拳銃による市民社会の危険を排除するとともに、暴力団排除活動と連動した銃器根絶活動に努める。

(3) 密造防止の推進

【基本方針】

関係業界等の協力を得て、ガンマニアの発見等端緒情報の把握に努め、密造防止を推進する。

〔警察庁〕

- モデルガン及び改造が可能な無可動銃、準空気銃等の流通実態等、ガンマニア等に関する情報の収集に努め、密・改造事犯の防止と検挙を推進する。

〔経済産業省〕

- モデルガン、エアソフトガンの製造、販売等の関連業界団体を通じて、製造・販売業者に対して、武器等製造法等の遵守及びこれらの製品を利用した改造防止等の観点から、モデルガン、エアソフトガンの製造・販売の慎重な対応、消費者に対する銃器対策の啓発等を推進するよう引き続き要請する。

5 国際協力の推進

(1) 国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書（仮称）の締結準備

【基本方針】

国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書（仮称）の締結に向け、関係省庁が連携して対応していく。

〔警察庁・外務省・経済産業省〕

- 国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書（仮称）の締結に向けて、同議定書及び銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法等の国内関係法を整備するための法律案の可及的速やかな国会提出を目指す。

(2) 諸外国への働きかけ等

【基本方針】

国際的な不正取引の防止に関する国際協力の促進を諸外国に呼びかける。

〔警察庁〕

- 拳銃密輸の経由地等になるおそれのある国の捜査機関との連携を密にし、密輸情報の収集強化を図るとともに、同事犯の摘発に向けた国際協力を推進する。

〔外務省〕

- 国連総会に小型武器決議案を提出し、採択を目指す。
- 国連小型武器行動計画履行検討会議に積極的に参加し、同行動計画の履行強化のために貢献する。

〔財務省〕

- 外国税関の密輸情報専門家との二国間等の密輸情報交換実務者会合を定期的に開催し、情報交換を含めた税関間の協力を一層積極的に推進する。
- 世界税関機構（WCO）等の国際会議において、我が国の取締状況を紹介するなど、銃器等の国際的な不正取引の防止に関する取組の促進に貢献する。
- 銃器を含む密輸の取締りに資する情報分析能力の強化等を目的に、開発途上国の税関職員を対象とした、我が国への受入研修及び我が国税関職員の海外派遣を実施する。

〔海上保安庁〕

- 今年度も、JICAの研修員受入れ事業等の機会を利用し、国際協力を積極的に推進する。

(3) 情報交換の促進等

【基本方針】

銃器密輸入の取締りを強化するため、周辺国及び関係国間の国際ネットワークの構築・強化に努める。

〔警察庁〕

- 拳銃の仕出地となっている国の捜査機関との連携を密にし、密輸情報の収集強化を図るとともに、同事犯の摘発に向けた国際協力を推進する。

〔外務省〕

- 国連及び地域の関連会合における情報交換を通じて、各国及び地域の非合法小型武器に関する取組の現状を把握し、国際場裏での議論の進展に役立てる。

〔財務省〕

- 世界税関機構（WCO）のアジア大洋州地域内における情報交換ネットワークの拠点である地域情報連絡事務所（RILO）の情報交換ネットワーク等を通じて、銃器の密輸を含む情報交換の促進に努める。
- 銃器の密輸を含む情報交換を促進する規定を盛り込んだ二国間税関相互支援協定等の締結に向けた取組に努める。また、既に締結済みの税関相互支援協定等を活用し、情報交換の促進に努める。
- 海外における情報収集を強化するため、世界税関機構（WCO）等の国際会議や銃器等の密輸入の仕出地となる可能性の高い国・地域へ税関職員を派遣し、銃器の密輸を含む情報を収集するとともに、世界各国の税関当局等との間に構築した情報交換のための国際的なネットワークを活用した情報交換及び実務者による対話を促進していく。

〔海上保安庁〕

- 銃器等の密輸入の仕出地となる可能性の高い国に職員を派遣し、また、我が国周辺諸国の取締当局関係者との会合の場を積極的に設ける。

6 国民の理解と協力の確保

(1) 広報啓発活動の推進

【基本方針】

官民一体となった広報啓発活動を推進し、国民の違法銃器根絶意識の高揚を図るとともに、「拳銃 110 番報奨制度」等各種情報受付窓口の周知に努め、違法銃器情報の収集に努める。

〔内閣府〕

- 内閣府ホームページの内容を充実させると共に、「拳銃 110 番報奨制度」等の広報を行い、違法銃器に関する情報提供を呼びかける。

〔警察庁〕

- 様々な広報媒体を活用し、最近の銃器情勢や銃器対策について積極的に広報するほか、関係機関、団体と連携して国民の違法銃器拒絶意識の高揚を図るための広報啓発活動を推進する。
- 漁業、港湾関係団体等関係業界との連携を強化して、民間からの密輸入情報の提供の促進を図る。
- あらゆる機会をとらえて、「拳銃 110 番報奨制度」、「軍用拳銃の発見届出」等の広報啓発活動を積極的に推進し、国内に潜在する銃器情報の収集に努める。
- 猟銃等講習会及び技能講習の開催を通じ、猟銃等の所持者に対して、猟銃等の適正管理や取扱いの基本について指導する。

〔財務省〕

- インターネット上の「税関ホームページ」や税関広報ビデオ、またツイッターやYouTubeなどのソーシャルメディアを活用し、広く一般国民に対し税関における水際取締対策等を広報する。
- 密輸情報提供リーフレットや密輸ダイヤル周知CM等を活用することにより、密輸ダイヤル（0120-461-961）を積極的に広報し、銃器等を含めた密輸入情報の提供を一般国民に広く呼びかける。
- 薬物及び銃器取締強化期間を中心に、離島、不開港等の漁業関係者や地域住民に対し税関の密輸取締りにおける役割について広報を行う。

〔水産庁〕

- 都道府県に対し、漁業者等への広報啓発活動を積極的、計画的に行うよう指導を行う。
- 漁業者団体を通じ、傘下の漁業者に対し銃器密輸防止のためのパンフレットを配布する。

【経済産業省】

- 猟銃等の製造事業者及び販売事業者を対象とした「猟銃等保安対策講習会」を開催し、猟銃等の適正管理や保安対策の必要性について普及啓発を行う。
- ロンドン条約議定書の発効により、廃火薬類の海洋投棄が禁止されたことから、前年度に引き続き、流通段階で発生する廃火薬類のうち、実包・空包等の適正管理の普及・広報活動を行う。
- 火薬類の危害予防の高揚を目的とした「火薬類危害予防週間」を実施し、火薬類関係団体、各都道府県、各産業保安監督部を通じて普及啓発用のポスターを配布するとともに、火薬類販売業者及び火薬庫の所有者又は占有者等に対して、けん銃実包を含む火薬類に係る盗難防止措置及び管理体制の点検等の安全確認の徹底を図る。

【国土交通省】

- 国際宅配便を取り扱う事業者に対し、荷物の中に隠匿された銃器の発見につながる情報の提供について事業者団体を通じ協力を要請するとともに、各事業者において営業所等まで適切に伝達されているか確認を行うことにより、一層の周知を図る。

【海上保安庁】

- 銃器を水際で阻止するため、ポスターを作製し、銃器の水際阻止の重要性及び銃器事犯に係る情報の提供等について理解と協力を求める。
- 内閣府ホームページにて「海のもしものは118番」の広報を行う等、銃器に関する情報提供を呼びかける。

【環境省】

- 各都道府県において、狩猟者に対して狩猟免許の更新時に行う講習会を通じて、狩猟者が所持する銃器の適正な使用及び管理について指導する。
- 国から都道府県及び狩猟団体に対して、狩猟期間等における銃器の適正な使用及び管理について、狩猟者への指導を要請する。

(2) 対外広報の実施

【基本方針】

関係機関・団体と連携し、我が国への銃器の持込みを防止するための効果的な対外広報を実施する。

【警察庁】

- 関係機関と連携し、港湾・空港関係団体等の協力を得て、銃器持込み防止のための広報を積極的に実施する。

【財務省】

- 旅行会社等に対し、銃器等の密輸防止に関するパンフレット等の配布を要請する。

〔海上保安庁〕

- 船舶代理店等に対して、我が国への銃器持込みを防止するため、啓発活動への協力を依頼する。

(3) 許可猟銃等の規制の厳格化

【基本方針】

銃砲刀剣類所持等取締法の的確な運用を図り、猟銃等所持許可に当たり厳格な審査を推進する。

〔警察庁〕

- 銃砲刀剣類所持等取締法を的確に運用し、猟銃等所持許可に当たっての厳格な審査、的確な行政処分による不適格者の排除、保管状況を確認するための立入検査等の継続的な実施等により、引き続き厳格な銃砲行政を推進する。

〔経済産業省〕

- 実包等の貯蔵・廃棄等の取扱いが適切になされるよう引き続き対処していく。